



平成20年9月18日

各 位

会社名 株式会社 エクセル  
代表者名 代表取締役社長 橋本 善夫  
(コード番号 7591 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 井上 宏一  
(TEL 03-5733-8402)

### 訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパン(以下「ゼンテック社」と係争中の訴訟に関し、下記のとおり判決を受けましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 判決言渡しのあった裁判所および年月日

東京地方裁判所民事第14部  
平成20年9月18日

#### 2. これまでの経緯

当社は、ゼンテック社と平成17年3月30日付で、ゼンテック社の開発したデジタルTV用ソフトウェアを組み込んだデジタルTV用モジュールおよびその関連電子機器の販売に関し、「製品取引に関する合意書」(以下「合意書」)を締結しましたが、ゼンテック社による合意書記載事項の履行に至らなかったため、平成19年3月23日付で、契約解除に基づく原状回復請求権等に基づいて、当社が合意書に基づきゼンテック社に支払った金員の原状回復を求める訴訟(東京地方裁判所平成19年(ワ)第7222号 原状回復等請求事件)を提起しておりました。

#### 3. 判決の内容

判決主文は以下のとおりであり、当社の請求が全面的に認容されました。

(1) 被告(ゼンテック社)は、原告(当社)に対し、金1億500万円及びこれに対する平成19年4月7日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

(3) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

#### 4. 今後の見通し

現時点では、本判決が当社の業績予想に及ぼす影響はありません。事態の推移により、適時開示が必要となる場合は、速やかに開示いたします。

なお、ゼンテック社が当社、他1名に対して提起した訴訟につきましては、現在、係属中であり、必要に応じ適時開示を行ってまいります。

以 上